

「貸付申込書」及び「借入状況等申告書」の様式改正について

全国市町村職員共済組合連合会において組合員貸付事業の健全な運営を図るための対応策が協議・決定され、構成組合において統一的に実施することに伴い、本組合の組合員貸付規程及び組合員の貸付に関する細則の一部を改正しました。

これにより、部分休業者等における減額後の給料月額の確認のため、「貸付申込書」及び「借入状況等申告書」の様式を改正しました。

改正内容については次のとおりとなりますので、御理解、御協力をお願いします。

〈改正内容〉

貸付申込書

育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料の一部が減額されている者に係る、貸付申込み時の給料及び年収に対する償還能力の審査に用いる減額後の給料月額については、所属所長の証明を行っていただくこととしています。

今回の改正により、減額後の給料月額が所属所長により証明できない場合においては、「掛金の標準となる給料月額」に加え、「貸付申込月の正規の勤務時間及び休業予定時間(欄追加)」に係る所属所長の証明がある場合、共済組合で減額後の給料月額を算定する取扱いになります。

借入状況等申告書

貸付申込書同様、「貸付申込月の正規の勤務時間及び休業予定時間」欄を追加しました。

- 適用日
平成 25 年 4 月 1 日以後の貸付けから適用(高額医療貸付及び出産貸付を除く。)
- 様式の取得方法
所属所の共済組合事務担当者へお問い合わせください。